

## 島しょ健康管理支援補助事業Q & A

Q 1 島の診療所には専門医が常駐しておらず、月1回の専門医外来があるだけです。この場合は「診療所に診療科目がない」場合（要件4）に該当しますか？

A どのタイミングで専門医外来が行われるか共済組合では確認できませんので、まずは島の医療機関で診療を受けていただくようお願いします。島外での診療が必要と判断された場合は「意見書」（様式2）を添付して要件3として申請してください。

Q 2 人間ドックを受診しましたが、添付書類を教えてください。

A 人間ドックを受診した場合は、受診証明等を添付して申請してください。

Q 3 里帰り出産を予定していますが、妊婦健診は補助対象になりますか？

A 妊娠、出産は疾病に含まれないため、補助対象になりません。

Q 4 島外の整骨院で施術を受ける場合、補助対象になりますか？

A 整骨院や接骨院、はり・きゅうの施術については、治療目的の施術かどうか共済組合で判断できないため、医師の指示があった場合にのみ対象とします。島内または島外の医師の診察を受けていただき、整骨院での施術が必要と判断された場合は「意見書」（様式2）または診断書等を添付してください。

Q 5 金曜日に島外で実施の研修に参加し、土曜日に医療機関の診察を受けました。この場合は補助対象になりますか？

A 研修参加による旅行は補助対象になりません。研修や出張等公費で片道のみ旅費が支給される場合であっても補助対象外となります。

## 島しょ健康管理支援補助事業Q & A

Q 6 私用等の旅行とありますが、医療機関での診療以外には予定を入れてはいけないということですか？どのようなケースを私用の旅行と判断するのですか？

A 必ずしも医療機関の診療以外の予定を入れてはいけないということではありません。診療と私用、どちらがメインかということを総合的に判断することになります。年末年始や夏季休業期間の長期間の帰省の前後に合わせて診療の予約を入れるような場合は、私用がメインであると判断される場合があります。

Q 7 島独自の交通費助成制度がありますが、併用は可能ですか？

A 併用不可です。他の機関・団体等から交通費等の助成を受けた場合に該当します。ただし、交通費の島民割引は、もともとの運賃が割引かれているものですので、他の機関・団体等からの交通費等の助成にはあたりません。

Q 8 かがやきメイトの「遠隔地組合員宿泊利用補助」との併用は可能ですか？

A 併用可能です。ただし出張・研修等の場合には利用できませんのでご注意ください。

Q 9 東京都人材支援事業団の島しょ地区会員向けサービス「航路運賃特別割引」との併用は可能ですか？

A 併用不可です。

Q 10 事由発生日と往路交通機関利用日との間隔が2日以上となっていますが理由は何ですか？

A 医療機関の診療予約の前日に交通機関が欠航して受診できなくなることを避けるため、予め事由発生日と往路交通機関利用日に1日余裕をもって出発することを想定したものです。復路については事由発生日当日か翌日の交通機関を利用していただき、欠航した場合は、「理由書」（様式6）を添付してください。

## 島しょ健康管理支援補助事業Q & A

Q11 やむを得ない理由とはどのようなものを想定していますか？

A 利用予定だった交通機関の欠航や、医師の指示による絶対安静、緊急入院等を想定しています。判断に迷う場合は、事前に担当者へご相談ください。

Q12 父島⇄東京間を運航するおがさわら丸は、東京に着いてから次の東京発まで1、2日ほど間隔が空いてしまいます。その場合も理由書の添付は必須ですか？

A 小笠原の特殊な事情を考慮し、理由書の添付は不要とします。おがさわら丸の運航間隔以外の事情がある場合には理由書を添付してください。

Q13 荒天のため竹芝港ではなく横浜港の便に変更しました。横浜から都内までの交通費について補助対象となりますか？

A 荒天が理由であっても、補助対象区間外の交通費は支給対象になりません。補助対象区間は別表1で確認してください。

Q14 荒天のため予約していた便をキャンセルし別の便に変更したためキャンセル料がかかりました。キャンセル料は補助対象となりますか？

A 公共交通機関による補助対象区間の往復実費額以外の費用については補助対象にはなりません。

Q15 手荷物運賃は補助対象となりますか？

A 公共交通機関による補助対象区間の往復実費額以外の費用については補助対象にはなりません。

## 島しょ健康管理支援補助事業Q & A

Q16 預金通帳を持っていません。キャッシュカードのコピーでもよいですか？

A 銀行名、銀行コード、支店コード、口座名義人（カナ）、口座番号がわかれば大丈夫です。いずれかが不明な場合は、不足情報を印刷して添付してください。

Q17 ネット銀行のため預金通帳、キャッシュカードがありません。何を添付すればよいですか？

A ご自身の銀行口座情報（銀行名、銀行コード、支店コード、口座名義人（カナ）、口座番号がわかるページを印刷して添付してください。

Q18 理由書の添付を必須にしたのは何故ですか？

A 補助対象外となる申請（帰省が目的と思われる受診、治療目的ではない受診等）が散見されるため、添付を必須としました。制度の主旨をご理解いただき、適正な申請をお願いします。

Q19 理由書は昨年までと同様に独自様式で提出してもよいですか？

A 令和7年度からは「理由書」（様式6）でご提出ください。

Q20 理由書に欠航証明書等の添付が必要との記載がありますが、欠航証明書が入手できない場合はどうすればよいですか？

A 利用者本人が申請すれば欠航証明書は発行可能の交通機関が多いようですので、まずは発行を依頼してください。依頼しても入手できない場合は、理由書に欠航日、交通機関名、出発時間等を記載してください。

## 島しょ健康管理支援補助事業Q & A

Q21 交通機関の領収書に利用年月日が記載されていません。どうすればよいですか？

A 搭乗券を添付するか、交通機関に利用日を証明する書類の発行を依頼してください。交通機関が対応できない場合は、確認した年月日と担当者名を記載して、申請書の備考欄に利用年月日を自己申告してください。